

令和3年度
掛川社会福祉事業会 事業計画

働き方改革が要請される状況下、正規・非正規職員間での不合理な格差是正に関して、2年度において諸規程を改正し、均等、均衡処遇に留意した対応を図って参りました。併せて、各職員の職務内容について整理し、待遇と職務の両面において一定の整備を済ませたところでもあります。3年度はその規定した職務に基づく適正な就業を実践することで、利用者サービスの向上に反映して参ります。

各事業所の域を超えた法人としての課題に対しては、委員会活動をさらに充実させ、ひとつひとつ結果を残すよう取り組んで参ります。法人が策定しました10ヵ年計画については2年度に見直し作業を行い、これまでの取組評価を纏めたところです。前期の評価を踏まえ、情勢変化を勘案した後期目標と取組についても再確認し新たなスタートを切ることと致します。

新型コロナウイルス感染症に対する危惧は3年度も変わらず、抵抗力の弱い虚弱高齢者への対応には慎重を来さなくてはなりません。2年度に実施しました各種感染防止対応を継続し、予防対策には万全を期すこと、万が一発症者が生じた場合には、囑託医、保健所との連携の下、当事者の病態管理はもとより、感染拡大を防ぐよう最善の対応を図って参ります。なお、高齢者福祉事業に従事する職員には、公私を問わず引き続き、高い予防意識を持ち続けることを要求し、ウィルス侵入の媒介者とならないよう注意を払うことと致します。

職員の確保、育成、定着は法人事業の継続にとって最重要課題です。確保対策としては、ホームページをリニューアルしたことを契機に、広報活動の充実を図り、就学世代に法人情報が届くよう工夫を凝らして参ります。採用した職員が成長し、仕事に対して充実感が抱けるようになるためには育成が欠かせません。指導職はその責務が職位に規定されていることを再確認した上で、それぞれの配属場所に適した指導を確実に実践して参ります。職場内の人間関係が結果として離職に影響することは、これまでの退職事例から明らかな事実であります。育成の過程において、各職員の様子には細心の注意を払い、上司・部下の関係をはじめ、職員間においても風通しの良い職場づくりを進めて参ります。特に、各種ハラスメントについても、規程に照らした職務行動を適切に履行するよう法令理解を進めて参ります。

法人活動の今後10年を一層充実させていくためには、核となる人材の登用が必須となります。入職した職員が自身の将来に期待が抱けるキャリアパスの形態を明確にしていかななくてはなりません。職位及び職位滞留年数の在り方等を含め組織形態を抜本的に検討して参ります。

このような背景のもと、令和3年度における重点目標及び取組みは、下記の通りと致します。

- (1) 「掛川社会福祉事業会 10 ヶ年計画」後期事業の実践
 - ①後期年次計画 1 年目の事業実施計画の具体化と実践
 - ②実践進捗管理の徹底
 - ③次年度に向けての検証

- (2) 健全な職場環境の構築と働き方改革の推進
 - ①雇用形態、資格の有無及び経験年数の差異に依拠する業務分掌に基づく職務行動の周知徹底
 - ②時間外労働命令手続きの適正化と時間外労働の縮減
 - ③服務規定の周知による業務執行ガバナンスの徹底
 - ④各職域における職員指導育成方法の再確認と実践

- (3) 人材の確保・育成・定着
 - ①人材確保手段としてのホームページの有効活用（法人情報の積極的発信）
 - ②全事業所、全部署における標準的な職員育成体制の整備と実践
 - ③キャリア別外部研修の履修と役職後継者の育成
 - ④メンタルヘルスに留意した職場環境と職員相互関係づくり

- (4) 法人委員会活動の充実
 - ①取組課題解消に向けてのスピード感ある計画策定と確実な実践
 - ②委員会と事業所、部署の相互連携の強化

- (5) 新型コロナ感染予防の徹底と発生時対応準備
 - ①感染予防マニュアル及び発生時における BCP の周知
 - ②高齢者支援事業従事者としての倫理に基づいた適正な行動実践
 - ③コロナ禍における相応な事業・業務計画と実践及び利用者等への理解促進

令和3年度 特別養護老人ホームかけがわ苑 事業計画書

事業方針

特別養護老人ホームでは、10 ヶ年計画の中間評価を踏まえた上で、目標達成に向けて取り組んで参ります。特に新型コロナウイルス感染症対策には万全を期すよう嘱託医に助言を仰ぎながら、感染褥瘡防止委員会を中心として発信する感染予防対策を継続強化して参ります。なお陽性者が生じた際は、嘱託医や保健所等と緊密に連携を取り感染拡大を防ぐための最善を尽くすとともに、感染蔓延状況下でもサービス提供が持続できるよう事業継続計画（BCP）を基にすすめて参ります。

利用者サービスにつきましては、多職種が利用者のニーズを「私の暮らしシート」に情報集約及び共有しながら介護過程の実践をすすめ、ケアプランとの連動を図ることで生活の質を高めて参ります。

そのためには、介護保険制度の本来目的である自立支援の原点に立ち返りながら、廃用症候群の防止、所謂、「安静介護」に甘んじることのないよう介護度の改善を目指します。つきましては、看護師資格を基礎に持つ機能訓練指導員と多職種が協働し、生活機能の向上を狙いとしたアクティビティ活動をプログラミング及び実践することによりコロナ禍で失いがちな「楽しみ・やり甲斐・生き甲斐」を増進させます。そして、その人らしい生き方を追求できるよう、利用者自身の意向を尊重した将来の医療や介護を確認し合う人生会議（ACP）を推奨して参ります。

また、深刻化する人材確保の課題には、生産性の向上を図るための取組を重視し、ICTをはじめとした介護機器の研究と充実を図ることでサービスの維持向上に努めて参ります。

防災関係におきましては、東日本大震災から10年を迎えることを契機に過去の教訓から得た学びを風化させることなく、災害に備え訓練及び防災学習をすすめて参ります。また、近年顕著に発生している甚大な豪雨災害を教訓に、垂直避難訓練の実施や大雨洪水災害対策の一環である防災設備と備品の充実を図りながら、利用者および職員の安全が確保できるよう近隣施設等地域防災の共助体制を構築することに努めます。

事業目標

- ①利用者の確保（稼働率99.0%）
- ②新型コロナウイルス感染症予防の徹底と発生時対応の準備
- ③廃用症候群を予防・改善し介護度の改善を図る（年度期末の平均介護度が期首の値より重度化しない）
- ④介護過程の実践とACPの推進
- ⑤サービスの質を高めるための生産性の向上及びICTの導入研究促進
- ⑥災害対策の強化

具体的取り組み

- ①-1 コロナ禍を契機に、ICTを活用した新しい入所申込窓口を創設する。要介護認定有効期間が更新されている申込者に対し現況確認を行い、継続申込みの案内をす
る。
 - 2 入院による空床が発生した場合は、積極的に入院経過等の情報収集を行うと
ともに、空床利用に向け、ショートステイ受入担当職員と連携してショート
ステイ利用者の利用確保に繋げる。
 - 3 退所による空床発生から新規入所までの所要期間を7日以内に目標設定し、男
女待機の上位（1番、2番）者に対して事前のアセスメント及び診療情報提
供書提出依頼を計画的に行う。
 - 4-退所指針を作成する。

- ②-1 新型コロナウイルス感染症に対する事業継続計画（BCP）を職員に周知させ、対
応シミュレーション（模擬訓練）を重ねる等、感染褥瘡防止委員会と連携して実
践力を高めていく。職員には福祉施設で働く職員としての行動に責任と自覚を促
していく。
 - 2 コロナ禍で面会ができず不安を抱く利用者と家族に対して、気持ちを汲み取った
対応に心掛ける。平時以上に利用者の健康観察に心掛け、電話やWEB等を利用し
ての近況報告を意識的にすすめるとともに、感染褥瘡防止委員会が感染リスクに
応じた対応方法選択のイニシアチブをとっていく。

- ③-1 「元気になる特養」を目標に掲げ、10ヵ年計画の後期事業の実践をすすめる。
プロペト、ヘパリン泡スプレーを使用した四肢の保温マッサージ、爪の手入れを
主とするフットケアを実践する等、生活機能向上につながるプログラムを計画し
実施する。その他、機能訓練指導員と多職種の協働によるアクティビティ活動を企
画、実施する。
 - 2 スキンケア・スキンテア（皮膚裂傷）の予防を行い、褥瘡ケアマネジメントにお
けるPDCAサイクルを継続する。
 - 3 コロナ禍における楽しみや日常生活上の便宜の提供として、感染対策を施した上
で外出の機会を確保する。

- ④-1 介護過程の実践のもと、「私の暮らしシート」を使用し、利用者本人の望む生活
を目標としたケアマネジメント及び伴走型支援を提供する。
 - 2 市から発行されているエンディングノート「私の健康人生設計ノート」を施設で
も活用しながら、入所申込者をはじめとした地域へ広報することで、人生会議
（ACP）を根付かせていく。

- ⑤-1 職場の「5S と 3M」を職員に正しく理解させ、実践を繰り返すことで生産性の向上を図る。(5S…整理・整頓・清掃・清潔・躰：3M…ムリ・ムダ・ムラ)
- 2 ICT を導入、活用することで生まれる新たな時間をサービスの質向上に繋げる。
 - 3 利用者個々の栄養状態の把握に努め、適切かつ効率的な食事の提供を行なう。新たな「かけがわ苑の味」として汁物ソフト（汁物ゼリー）の導入を行い、「食べる楽しみ」に繋がるよう手作りおやつを提供を月 1 回実施していく。
利用者の希望の献立を抽出し「リクエストメニュー」として提供する。
- ⑥-1 地震、水害、火災と災害の種類ごとの避難訓練を実施する。
- 2 職員の安否確認、事業継続を図るため、災害時安否確認システムを活用した訓練を実施する。
 - 3 部署・フロア単位で長期停電を想定した備蓄品・備品の整備を図り、全職員に対して取扱い手順の習得を徹底する（防災教育）。
 - 4 防災意識の向上のため、6月と11月の総合防災訓練の開催に合わせて防災担当者会議を開催する。災害時のBCPをはじめ各種マニュアルを職員に周知させ有事に備える。

令和3年度
かけがわ苑短期入所生活介護事業所 事業計画書

事業方針

短期入所生活介護事業所では、法人10ヵ年計画を評価した上で、目標達成に向け、取組み方法の見直しを行い取り組んで参ります。そして、新型コロナウイルス感染症の脅威下にあっても、感染対策を継続・強化しながら、かけがわ苑の基本理念にある「利用者本位」に則ったサービスの維持・向上を目指します。

特に、生涯学習をすすめる一環として、利用者ニーズに合わせたアクティビティ活動の推進、中でも療法的レクリエーションを積極的に取り入れることで、生き甲斐づくり、生活意欲・機能の維持向上を目指しながら利用者満足に繋がります。

また、ケアマネジャーや関係機関等、利用者を取り巻く社会資源との連携においては、ケアプランの重要性を念頭に置いたサービス提供とモニタリングや評価にあたる情報の受け渡しを重視することで地域関係者からの信頼や期待に応えるサービス事業所を目指します。

事業目標

- ① 新型コロナウイルス感染症対策を施しながら安定した稼働率を目指すも、宿泊を伴う利用形態を踏まえ、掛川市内および周辺の感染拡大・蔓延状況に応じて利用対応方法を検討する(目標稼働率90.0%)。
- ② 機能訓練指導員と多職種連携によるアクティビティ活動の提供を活発に行い、利用者のやり甲斐や生き甲斐づくりに繋がる生涯学習の推進及び身体等の生活機能向上を目指す。
- ③ 利用に際しては、ケアプランに沿ってサービス計画書を作成し、ケアマネジャーが実施するモニタリング評価に有益なサービス提供と実施報告を行う。
- ④ 円滑なサービス提供に向けて、サービス事業所内部での多職種連携を強化するとともに他のサービス事業者や家族等、利用者を取り巻く社会資源との連携を強化する。

具体的取り組み

- ①-1 新型コロナウイルス感染症に対する事業継続計画(BCP)を職員に周知させ、対応シミュレーションを重ねる等、感染褥瘡防止委員会と連携して実践力を高めていく。
- 2 職員へ感染予防対策の徹底を図るよう促すとともに、利用者及び家族へは新型コロナウイルス蔓延下での利用要件に関する依頼文書や感染症予防の注意喚起を発出して、利用者等によるウィルスの持ち込みを防止する。
- 3 社会福祉法人としてのセーフティーネットの役割を理解し、緊急ショート利用を積極的に受ける等、社会的弱者に対応することでサービス事業所としての信頼と新規利用者確保へと繋げる。

- ②-1 機能訓練指導員と多職種による新たな連携業務の確立
 - 2 心身機能の維持向上に向けた療法的レクリエーションの実施、生け花、お茶、書道、絵画、講話を行い、学ぶことの楽しさや喜びに繋げる
 - 3 生活歴や性格、趣味、生活上の課題等をスクリーニングし、アクティビティ活動を実施することで生活機能向上つなげる。

- ③-1 担当ケアマネジャーから示されたケアプラン記載のニーズやサービス内容を短期生活介護サービス計画書へ転記することにより、介護職員等各専門職がケアプランを常に意識したサービス提供を実現するとともに、モニタリングや評価につながる質の高い情報をケアマネジャーに提供できるようにする。
 - 2 利用者が持参する在宅支援ノート等への記録およびその活用により、在宅看護や他の社会資源との連携を図る。

- ④-1 ケアマネジャーが必要とする連絡、報告、提案を心掛けることでサービス事業所としての信頼を得られるようにする。
 - 2 職員は、制度改正等により変遷する介護保険関連の知識や情報収集に心掛けるなど、自己研鑽に努めることで専門職として自信やスキルアップに繋げるとともに、利用者またはそれを取り巻く社会資源との連携力向上につなげる。
 - 3 地域における社会資源との連携に必要な ICT の導入・活用を検討していく。

令和3年度 かけがわ苑
通所介護・第1号通所介護事業所 事業計画書

事業方針

コロナ禍における社会情勢の中、新型コロナウイルス感染症に対する感染予防の継続と対策強化に取り組みながら、関係機関と連携し、稼働率の向上に努めます。

通所介護事業所の職員ひとり一人が、かけがわ苑の基本理念でもある「利用者本位」の実現を目指すことはもとより、法人10ヶ年計画に基づき、利用者の年齢層や社会情勢に応じたサービス内容を提供していくため、看護師を中心とした個別機能訓練の充実や、集団から個への対応ができる空間作りに努めます。また、医療ニーズの高い利用者や認知症利用者の受け入れの際には、持ち得る専門性を最大限に活かし、利用者やご家族が安心してサービス利用ができるような支援事業所を目指します。

ケアマネジャーや関係機関と連携についても、積極的に情報発信を行うことで、信頼関係の構築、維持を図ることと致します。

事業目標

- ① 安定した経営状況を確保するため、1日の要介護利用者数20人を目標とし、稼働率の維持と効率的な事業運営による経費削減に取り組む。
- ② 認知症への理解と認知症加算算定が求める適切な対応により、生活機能の維持・向上に努める。
- ③ ケアマネジャーや関係機関と連携し、通所介護計画、通所予防計画に基づいた支援の提供を行い、住み慣れた地域で安心して在宅生活を送るため心身機能の維持向上を図れるよう支援する。
- ④ 介護・看護の専門性を高め必要な知識を習得、共有するとともに、医療ニーズや認知症などの重介護者に適切に対応できるよう、更なる資質向上と関係機関との多職種連携を図っていく。
- ⑤ 災害等の有事に備え、福祉避難所としての理解と機能の充実を図る。

取組項目

- ① 関係事業所に月2回以上の空き情報の提供を実施、情報共有と連携を密に行い利用者の確保に努める。
- ② 内部研修を隔月に開催し、医療や認知症などの理解を深め、提供サービスに反映させる。
- ③ コロナ禍においての感染予防策を徹底するため、社会情勢に応じ、利用者及び家族に利用に際して必要となる依頼文書等をタイムリーに発行し、ウイルスの持ち込みを防止する。

- ④ 利用者の個別ニーズ把握を行い、コロナ禍においても感染予防策を徹底した中で、事業所独自の行事やアクティビティ活動を企画し、利用者に求められる事業所になる。
- ⑤ 事故防止や身体拘束廃止及び感染防止に係る法人委員会での情報共有を行い、サービスの標準化に取り組む。
- ⑥ 福祉避難所の役割を理解し、行政との連携の下、災害時に備える体制を作る。

令和 3 年度
かけがわ苑居宅介護支援事業所 事業計画書

事業方針

昨年度からのコロナ感染症流行に伴い、ケアマネジメントを行う手段が大きく変化しております。ご利用者やご家族との接触を最小限に抑えながら、その中で必要な情報を得なければなりません。ケアプラン策定に必須となっている、関係サービス事業者が一同に会するサービス担当者会議の開催においても 3 密を避ける目的で簡素化もしくは書面でのやり取りのみで終わる等、通常の手続き業務が変わりつつあります。

ケアマネジメントの質向上の為の出張参加型の研修も減少し、オンライン研修への参加が主流となってきております。今までは遠方の研修へ足を運ぶ事が困難なケースもオンラインであれば事業所にいながら受講が可能となる為、事業所内での WEB システムの構築が進めば今まで以上に質の高い研修履修が叶う事が期待できます。時代はオンラインへと変遷しつつあるため、感染症防止及び業務の効率化に向け、必要に応じた IT 機器の設備を整える必要があります。

コロナ禍における社会、生活環境の変化により、そのしわ寄せを容易に受けしてしまう要介護高齢者にとって、信頼できる居宅介護支援事業所であり続けるため、個々のケアマネジメント能力を高めることはもとより、関係法令順守による適正な事業所運営に努めて参ります。

事業目標

①利用者の確保・維持

安定した経営状態を確保するため、1 ヶ月当たりの事業所合計要介護 160 件（管理者 25 件、正規職員 1 人あたり 35 件、非常勤 1 人あたり 30 件）を実績目標とし、特定事業所加算Ⅱの取得を継続いたします。

②質の高いケアマネジメントの推進

事例検討によるケアマネジャーへの指導や育成、ケアプラン作成の助言や支援を行ない、ケアマネジメント実践能力の向上に努めます。

③地域包括ケアシステムの推進

関係機関と連携を密にし、多職種協働による医療と介護の連携を推進し、サービス体制の構築に努めて参ります。

④人材育成

キャリア別研修を充実させる中、主任ケアマネの育成をすすめ、特定事業所加算の算定を継続して参ります。

⑤IT 機器の整備

研修はオンラインが主流となる為、積極的に参加できる環境の構築。
サービス担当者会議等、普段のケアマネジメントにおいても活用致します。

事業取組

- ①適正なケアマネジメント業務の実施状況に係る定期点検
- ②要介護認定訪問調査件数の月 3 件受託
- ③予防給付におけるケアマネジメントの月 30 件受託
- ④10 ヶ年計画に基づく介護支援専門員の増員に対する検討作業着手
- ⑤定例会議の充実及び内部研修の計画的開催
- ⑥10 ヶ年計画に基づく、地域包括支援センター等の関係機関との連携による地域被災者への対応体制整備
- ⑦法人内各種委員会との情報共有及び利用者サービスの標準化

(様式1)

令和3年度 掛川市西部地域包括支援センター事業計画書

1	委託事業	地域包括支援センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活が続けられるよう、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助を行い、また地域住民の保健、医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。
2	事業期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
3	担当圏域	掛川市 (桜木 西郷 原泉 和田岡 原谷 原田) 人口 27,041 人、高齢者人口 7,048 人、高齢化率 26.06 % ※R2.3月末現在(運協資料参照)
4	職員体制	常勤 管理者兼主任介護支援専門員1名・保健師1名・社会福祉士2名 非常勤 看護師1名
5	事業の目的	地域包括支援センター(以下「地域包括」という。)は、地域の高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活が続けられるよう、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助を行い、また地域住民の保健、医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。
6	運営の基本方針	(1)地域包括ケアシステムの構築 団塊の世代が75歳以上になる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進します。 (2)専門職によるチームアプローチ 地域包括に配置された社会福祉士、保健師(看護師)、主任介護支援専門員の資格を持った職員が多様化、複雑化した相談等に対応するために、それぞれの専門性を活かし、連携、協働しながら問題解決を図る、“チームアプローチ”を実施します。また、地域の保健・福祉・医療・介護の専門職やボランティア、民生委員等関係者と連携を図り、活動します。 (3)公正性・中立性の確保 地域包括は、市の介護、福祉行政の一翼を担う交易的な機関として、公正かつ中立性を確保し、その運営に関する費用は介護保険料や国、県、市の公費によって賄われていることを十分理解したうえで、適切な事業運営に努めます。 (4)その他 法人社会貢献事業への協力地域ニーズを把握し必要に応じ法人と協議し協働で取り組みを推進します。

7	事業内容	(1)総合相談支援業務 ①実態把握 ②総合相談 (2)権利擁護業務 ①高齢者虐待の早期発見、早期介入 ②成年後見制度等の利用支援 ③消費者被害への相談支援 (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援 ①地域における包括的・継続的ケア体制の構築 ②介護支援専門員への支援(4)介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援 (5)地域におけるネットワーク活動の展開 ①地域の見守り活動の周知・拡大 ②地域の社会資源の掘り起こしと活用 (6)認知症に関する取り組み ①認知症への理解を深める普及 ②認知症高齢者やその家族に対する支援 ③認知症疾患センターとの連携 ④認知症初期集中チームの業務 (7)生活支援体制整備事業に関する取り組み (8)地域ケア会議の開催 (9)在宅医療・介護連携推進事業に関する業務 (10)社会貢献事業の関する取り組み ①西部ふくしあ入所団体との連携
8	地域ケア会議	個別：開催数 10回(随時開催) 内 容 個別課題を多職種協働による検討実績を積み重ねる 地域：開催数 9回(開催時期:1回/年・相談協力員懇話会重複) 内 容 地域課題のテーマを絞り込み関係機関・地域関係者と検討を図る
9	相談協力員懇話会	開催数 8回(開催時期:6月から9月) 内 容 支援センターとの情報交換、相談協力員相互の情報交換を行う
10	高齢者虐待防止連絡会	開催数 1回/年(市事業への協力) 内 容 関係機関とのネットワーク形成、事例検討等
11	地域包括支援センター運営協議会	開催数 2回/年(開催時期:6月、2月) 内 容 地域包括支援センターの適切な運営に関する協議
12	地域包括支援センター責任者会議	開催数 12回/年(開催時期:毎月) 内 容 市と地域包括支援センター管理者との実務レベルの各種連絡調整
13	地域包括支援センター専門職員会議	開催数 年 18回 保健師:6回/社会福祉士:6回 主任介護支援専門員:6回 内 容 専門職ごとに情報交換及び解決すべき課題を検討。
14	介護予防ケアマネジメント(事業対象者)	作成件数 直営: 50件 委託: 50件 合計: 100件 請求件数 直営: 300件 委託: 300件 合計: 600件
15	介護予防支援業務(要支援1・2)	作成件数 直営: 20件 委託: 120件 合計: 140件 請求件数 直営: 120件 委託: 600件 合計: 720件
16	地域包括支援センター周知事業	周知数 50回 内 容 ケアマネ事業所、圏域内の病院、銀行等へ広報。

17	福祉サービス利用者のアセスメント	件数 15件 内容 生きがい活動等支援事業、配食サービス等、申請者のアセスメント
18	民生委員連携による実態把握調査(調査票回収件数)	市から提示される対象者リストにより民生委員が訪問。(調査票とりまとめ及び民生委員への支援。)
19	実態把握(調査票結果による把握も含む)	・実態に応じて対応。
20	ケアマネジャー資質向上のための研修・会議(包括主催による)	回数 1回(開催時期: 未定) 内容 居宅介護支援事業所間情報交換の場と資質向上に向けた勉強会・社会資源の共有と整理
21	社会資源等の把握や連携強化の取り組み	ふくしあ圏域ごとに配置された第2層生活コーディネーターと連携し、社会資源の発掘や、高齢者を支えるための多職種とのネットワーク構築を図ります。
22	事業者(配達員)からの通報受理	・実態に応じて対応。
23	職員研修	内容 WEB環境を整え、リモートでの研修に参加をし業務に必要な知識と技術を習得するとともに、多職種との連携を図ります。
24	認知症サポーター養成講座	開催数 4回/年(市事業への協力) 内容 主催開催・キャラバンメイトとの共催開催・市事業への協力
25	認知症予防周知活動	周知数 8回/年 内容 認知症予防啓発パンフレットを活用した地域広報活動の実施
26	物忘れ早期発見相談票の活用及び圏域内医師との連携による支援	・実態に応じて対応。
27	認知症に関する圏域内連携・研修	・自治会等に対する認知症支援に関する講座開催
28	認知症疾患医療センターとの連携	・連絡会議への出席(各月) ・サポート医との連携会議共催協力(2回/年)
29	健康・福祉講座	開催数 5回 内容 生きデイシニアクラブ・高齢者サロン・小学校・中学校等にむけての活動
30	その他	お便り「ほっこり」発行 年2回

令和3年度 掛川市ききょう荘事業計画書

事業方針

養護老人ホーム掛川市ききょう荘は、平成11年より施設運営管理を掛川市から受託しその後指定管理制度（5年間）に移行となりました。1回目（平成18年度～平成22年度）、2回目（平成23年度～平成27年度）、3回目（平成28年度～令和2年度）が終了となり、本年度より4回目（令和3年度～令和7年度）として継続することになりました。これまでの実績と経験を活かし、地域や利用者・家族との信頼関係を発展させ、法人理念のもと運営管理に努めて参ります。

現在、養護老人ホームは、在宅生活が困難な低所得高齢者の生活を支え、幅広い福祉ニーズを有する高齢者に対応した支援を提供する役割が期待されております。その背景として、精神疾患やセルフネグレクト等で生活が困窮し、社会生活への復帰が困難な利用者が増加傾向にあります。ききょう荘においては、男性利用者の約7割が75歳未満という状況から、長期間施設で生活することを想定し、利用者のライフスタイルを尊重した処遇を行うよう努めて参ります。また、令和2年に世界的に広がった新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛や面会制限が実施されるなど、新たな日常の形が浸透していく中で、ききょう荘で生活するすべての利用者が健康的な生活を営むことができるよう専門職が連携し、「運動」「栄養」「口腔ケア」の支援を実施し、身体機能の維持・改善に努めて参ります。

この新型コロナウイルス感染症は医療機関・福祉施設でクラスターが発生するなど全国で猛威を振るい、感染対策については各所で様々な工夫を行いながら事業継続に努めております。新型コロナウイルス感染症は基礎疾患のある方や、高齢者が重症化しやすいという特性があるため、今後もより一層の感染防止策に努めて参ります。加えて、防災の観点から、災害発生時の安全確保や事業継続の必要性が増しており、今後より一層、豪雨や台風による災害への対策にも目を向け、感染対策と併せ自然災害についても事業継続計画（BCP）を整備して参ります。

これら様々な取組みについては、各委員会において、課題や問題点を明確にしながら施設運営全般にわたるサービスの改善と向上に取り組んで参ります。進捗状況を自ら評価し、常に自らのサービスを改善する機会を設けることで質の向上を図って参ります。

職場環境については、職務分析を行い、職員が行う職務の内容を明らかにして参ります。特に正規職員と非正規との比較が容易になり、職務内容や待遇についての説明や仕事に対する責任の程度なども明確にして参ります。法令遵守（コンプライアンス）を徹底し、働きやすい職場づくりに努めます。

なお、ききょう荘の長期的な課題である設備・生活環境の改善については、掛川市と連携を図り、計画的に実施できるよう取り組んで参ります。

事業目標

1. 相談援助

①入退所支援

- ・定員割れを改善するため、地域包括支援センターに対し、生活管理短期宿泊事業の活用を働きかけ、本入所につなげていきます。
- ・保証人の高齢化などにより、緊急対応などに支障が生じないように、保証人の交替、第二保証人の選定を働きかけていきます。

②個別処遇計画におけるマネジメントの確立

- ・リモートを活用した三者面談を開催します。
- ・QOLを保ち最善の生活が継続できるよう、利用者の生き方や価値観、人生観、死生観を知るための機会や場を作り、利用者の意思決定の実現を支援します。

2. 生活支援

①日常生活の充実

- ・フレイル（虚弱）対策の一環として、コロナ禍における利用者のストレスを緩和できるよう、体操などの新たなメニューの確立、プロジェクターを使用した映画観賞会など、施設内で実施できる余暇活動を工夫して行って参ります。また、四季の行事は感染防止に配慮した対策を取り入れます。
- ・利用者の私物管理については、入所前の生活スタイルや世代感覚に配慮した対応を実施します。

②地域との交流

- ・利用者の安全を最優先に考え、地域の関係者と協議する中で、新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて行事の開催を判断すると共に、内容の見直し等も行います。なお、新たなコミュニケーションツールであるリモートも効果的に活用します。

3. 健康管理

①フレイル対策

- ・動かないこと（生活不活発）により、身体機能や認知機能が低下し、フレイルが進行しないように生活習慣を維持し、抵抗力を下げないよう多職種と連携し、フレイル予防に取り組みます。
- ・「体重減少」「筋力低下」「疲労感」「歩行速度の低下」「身体活動の低下」に着目し、早期に介入できる仕組みを作ります。

②口腔機能の維持向上

- ・口周りの筋肉の衰え「オーラルフレイル」対策として、行事などで口腔体操を積極的に取り入れます。更に口周りや舌の筋肉を鍛えることで、誤嚥予防を働きかけます。加えて葛ヶ丘歯科医院による歯科検診を継続し、専門職と連携した歯磨き指導を行います。

③感染症対策

- ・様々な感染症から身を守るため、「感染・食中毒防止委員会」を中心に利用者への啓発、マニュアルの改訂を行います。
- ・新型コロナウイルス感染症対応や、パンデミック時の危機管理などの対策を進めます。

4. 食生活・栄養管理

①フレイル対策

- ・フレイルの観点から低栄養状態を予防し、利用者の身体機能・生活機能・免疫機能を維持・向上させ、利用者の「食べること」を支援します。

②多様なニーズへの対応

- ・的確なアセスメントに基づき、糖尿病や高血圧などの病態別の食事対応を致します。また、咀嚼や嚥下等の問題がある方については、多職種との情報共有により食事形態を随時変更し対応に努めます。
- ・施設から提供される食事に寄せる利用者の期待に応え、長年にわたる生活歴を尊重した家庭的で嗜好性に富み、温もりのある食事サービスを提供いたします。

③安全衛生

- ・給食委託会社と連携を図り安全な調理に留意すると共に、利用者・職員共々、手洗いや消毒など衛生管理に努め食中毒の防止に取り組みます。

5. 災害対策

①食材、備品の災害備蓄

- ・ローリングストックの考え方に基づき、日頃から計画的に災害備蓄管理を行います。なお賞味期限が迫った非常食は社会貢献活動の一環としてフードバンクに提供します。

②災害時に備えた職員研修の実施

- ・通常の訓練、集合研修に加えて、動画を活用した研修を行います。

③災害時に備えた防災訓練の実施（12回/年）

- ・防災訓練を通じて、組織体制の機能確認、評価等を実施し、実効性について検証します。
- ・防災訓練において、防災計画等の脆弱点や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善を図ります。
- ・利用者一人一人が、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、場合によっては自らの判断で避難行動をとれる避難体制の構築に向け、利用者の防災に関する意識と知識の向上を図ります。

6. 設備・環境整備

①ICTツールの活用

- ・タブレットを使用し、記録作業、リモート・動画研修など、様々な業務への活用を研究します。
- ・ロボット掃除機を使用し、コロナ禍における業務の効率化を図ります。

②築41年の修繕と設備更新

- ・屋外避難経路整備工事。
- ・耐用年数前後になった調理機器の更新。
- ・職員更衣室リフォーム。

③掛川市年次計画による施設改善

- ・外壁塗装及び窓サッシ取替工事。
- ・エレベーター改修工事。
- ・その他、状況を判断し必要と思われる工事は、指定管理者である掛川市と協議の上、順次対応します。